

平成 28 年 1 月 14 日
市民活動部 協働推進課
電話(ダイヤルイン)0742-34-5193

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正(案)」及び
「奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則(案)」に対する意見募集について

1 目的

奈良市では、平成21年度に奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例を制定し、第 21 条の規定(市は、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。)に基づく検討から、「地域コミュニティ政策」の骨子となる地域自治組織について、このたび、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正(案)」とその改正に伴う「奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則(案)」を公表し、市民の皆様等から広くご意見を募集します。

2 公表の方法

協働推進課(市役所 北棟 4 階)、総務課(市役所 北棟5階)、出張所(西部、東部、北部)及び行政センター(月ヶ瀬、都祁)で公開します(意見募集の期間内の午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜日、祝日は除きます。)

なお、市のホームページ(<http://www.city.nara.lg.jp>)でも閲覧できます。

3 意見募集の期間

平成 28 年 1 月 15 日(金)から平成 28 年 1 月 29 日(金)まで(必着)

4 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

5 意見の提出方法

「まちづくり条例の一部改正(案)」又は「地域自治協議会の認定等に関する規則(案)」と明記の上、それぞれ「まちづくり条例の一部改正(案)」「地域自治協議会の認定等に関する規則(案)」に対する意見、氏名、住所、電話番号等を記載した書面を、市役所 協働推進課へ郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で提出してください。

6 意見の提出先及び問合せ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 市民活動部 協働推進課 (北棟4階)

電話 0742-34-5193(直通)

ファクシミリ 0742-34-5194

電子メール kyoudousuishin@city.nara.lg.jp